

彙報

第四十回(昭和十六年十二月二十六日)

研究懇談會

○人口再配置計畫としての都市人口補給地域設定に關する若干の理論 館研究官

一、序論

- (一) 國土計畫に於ける人口再配置計畫の地位
(二) 國土計畫に於ける人口政策上の要請

二、人口現象の地域的特性

人口問題研究所研究報告會並に研究

懇談會

事情により一時中斷してゐた本研究所研究報告會は新廳舎への移轉後昨年十一月より再び毎月一日開催することとなつたが、同時に右研究報告會とは別に所外關係者の來聽を主とした研究懇談會を概ね隔月一回開催することに決定した。昨年十一、十二兩月に於ける研究報告會並に研究懇談會の演題及び演者名を掲ぐれば次の如くである。

- 研究報告會
- 第三十九回(昭和十六年十一月二十八日)
○統計法則論(序論) 中川企畫部長
- 一、ジュスミルヒと大數の秩序
二、ニュートンの神學思想と近代統計學
三、ニュートン及びジュスミルヒの世界觀と進化論
四、近代物理學に於ける轉向と熱力學の第二法則
五、過渡的存在としての統計法則とハイゼンベルグの不確定性原理
六、社會現象に於ける統計法則
○本邦母性死亡の傾向に就いて 筧間研究官補
- 築報

第一回(昭和十六年十二月三十日)

研究懇談會

○道府縣別出生率及び死亡率に就いて 岡崎調査部長

二、人口現象の地域的特性

人口問題研究所研究報告會並に研究

懇談會

事情により一時中斷してゐた本研究所研究報告會は新廳舎への移轉後昨年十一月より再び毎月一日開催することとなつたが、同時に右研究報告會とは別に所外關係者の來聽を主とした研究懇談會を概ね隔月一回開催することに決定した。昨年十一、十二兩月に於ける研究報告會並に研究懇談會の演題及び演者名を掲ぐれば次の如くである。

- 研究報告會
- 第三十九回(昭和十六年十一月二十八日)
○統計法則論(序論) 中川企畫部長
- 一、ジュスミルヒと大數の秩序
二、ニュートンの神學思想と近代統計學
三、ニュートン及びジュスミルヒの世界觀と進化論
四、近代物理學に於ける轉向と熱力學の第二法則
五、過渡的存在としての統計法則とハイゼンベルグの不確定性原理
六、社會現象に於ける統計法則
○本邦母性死亡の傾向に就いて 筧間研究官補
- 築報

労務調整令並に同令施行規則の公布

労務調整令並に同令施行規則の公布

労務調整令並に同令施行規則は從業者移動防止令、青少年雇入制限令等の諸法令に代り昭和十六年十二月八日付官報を以て公布を見たが、現下勞務員體制は之により更に一層の法制的統一をみることとなつた。之を掲ぐれば以下の如くである。

労務調整令(勅令第千六十二号)

第一章 總則

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保ス

ル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十

七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定

ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制

限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依

ル

第二章 從業者ノ解雇及退職ノ制限

第二條 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場

所(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ使用セラル從業者

又ハ厚生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ノ解雇及退職

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ

受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ從業者ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範圍ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一一該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合
- 二 陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）ニ採用セラレタル場合
- 三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラタル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

前條第一項及第二項ノ規定ハ國及道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

第三章 從業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

第四條 技術、技能又ハ學識經驗ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ（以下技能者ト稱ス）ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ國民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外ハ之ヲ得ズ

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範圍ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合
- 二 陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）ニ採用セラレタル場合
- 三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラタル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第五條 本令施行後國民學校初等科（內地ニ於ケル之ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ又ハ國民學校高等科（內地ニ於ケル之ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ（以下國民學校修了者ト稱ス）ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 本令施行後國民學校初等科（內地ニ於ケル之ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ又ハ國民學校高等科（內地ニ於ケル之ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ（以下國民學校修了者ト稱ス）ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 年齡十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齡十五年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者タラザルモノ（以下一般青壯年ト稱ス）ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ヲ除クノ外ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 年齡十四年未滿若ハ年齡六十年以上ノ男子又ハ年齡十四年未滿若ハ年齡四十年以上ノ女子タル技能者ノ雇入及就職ノ場合

二 入營（應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ヲ命ぜラレ若ハ徵用セラレタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入營若ハ徵用ノ期間中雇傭期間ノ滿了シタル者ガ其ノ退營（入營ノ際行フ身體檢查ノ結果歸郷ヲ命ぜラレタル場合ヲ含ム）若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以内ニ再び原職ニ復歸スル場合

三 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條 本令施行後國民學校初等科（內地ニ於ケル之ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ又ハ國民學校高等科（內地ニ於ケル之ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ（以下國民學校修了者ト稱ス）ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 年齡十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齡十五年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者タラザルモノ（以下一般青壯年ト稱ス）ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ヲ除クノ外ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 第五條第二號ノ場合

二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外農業、林業、畜產業、養蠶業及水產業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第九條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 前條ノ規定ハ國及道府縣ニ於ケル勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ

者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ

修了シ若ハ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職ス

スルモノト看做ス

年齢十四年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭ス

ル場合ニ於テハ第七條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者

ガ年齢十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職ス

ルモノト看做ス

事業主其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第六條若ハ第七條ノ規定ニ依ル認可又ハ第六條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第四章 雜 則

第十二條 國民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請ニ付不正若ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 第四條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就職アリタル場合ニ於テハ國民職業指導所長ハ雇入ヲ爲シタル者ニ對シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ對シ退職ヲ命ズルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消アリタル場合亦同ジ第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ

爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家

總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

男子青壯年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島

司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ

テハ廳長）ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄ノ雇入及就職ノ場合

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ從業者ヲ使用スル官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム）又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 厚生大臣第二條第一項ノ規定ニ依リ工場、事業場其ノ他ノ場所又ハ從業者ノ範圍ヲ指定セントスルトキハ內閣總理大臣ニ協議スベシ

八條及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十九條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ第六條、第七條、第八條、第九條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

男子ニシテ技能者タラザルモノ（以下男子青壯年ト稱ス）ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國ノ紹介ニ依リ雇入レ及就職スル場合

二 指定工場ノ事業主並ニ朝鮮總督又ハ臺灣總督ノ

指定スル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三 男子青壯年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島

司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ

テハ廳長）ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄ノ雇入及就職ノ場合

四 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ男子青壯年ノ雇入及就職ニ付朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）ノ認可ヲ受ケタル場合

五 第五條第二號ノ場合

六 國竝ニ道、州及廳ニ於ケル男子青壯年ノ雇入及就職ノ場合

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

朝鮮及臺灣ニ在リテ年齡十二年未滿ノ男子ニシテ技能者タラザルモノヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齡十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第二項ノ規定ニ依ル認可又ハ同項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第二十條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リ

テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、

樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ國トス

本令中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方

費トシ國民學校初等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校令ニ依ル國民學校初等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校初等科トシ

國民學校高等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校令ニ依ル國民學校高等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校高等科トシ内地ニ

於ケル之ニ準ズベキモノトアルハ樺太ニ在リテハ樺太ニ於ケル之ニ準ズベキモノ、南洋群島ニ在リテハ南洋群島ニ於ケル之ニ準ズベキモノトス

第十三條中第四條、第六條又ハ第七條トアルハ朝鮮及臺灣ニ在リテハ第四條又ハ第十九條第二項トス
附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ内地、樺太及南洋群島ニ於テ第七條第二號ノ規定ノ、朝鮮及臺灣ニ於テ第十九條第二項第二號及第三號ノ規定ノ實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範囲内ニ於テハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

雇入ヲ爲シタル者ニ對スル同令第八條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

テ卒業スル者(以下卒業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

昭和十五年十一月九日公布勅令第七百五十號從業者移動防止令抄錄

第五條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者ガ指定

從業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルコト

ヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラ

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法抄錄

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總

動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨げズ

第八條 第五條ノ規定ニ違反シテ指定從業者ヲ雇入レタル者アルトキハ職業紹介所長ハ其ノ者ニ對シ

又ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消ス

コトヲ得

第七條 職業紹介所長第五條ノ認可ノ申請ニ付不正其ノ指定從業者ヲ解雇スペキコトヲ命ズルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同ジ

昭和十六年六月十四日公布勅令第七百四號國民勞務手帳法施行令抄錄

第八條第一項
厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無断缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタル

トキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一一該當ス

ルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキ
從業者移動防止令及青少年履入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用及本令施行前ニ從業者移動防止令第五條ノ規定ニ違反スル

ハ此ノ限ニ在ラズ

一 従業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルトキ

昭和十三年五月四日公布 勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總勳員ニ關スル件ナリ

労務調整令施行規則

(昭和十六年十二月十七日)
厚生省令第六十四號

第一條 労務調整令(以下令ト稱ス)第二條第一項又ハ

第二項但書ノ認可ノ申請ハ様式第一號ニ依リ令第二條第一項ノ指定工場又ハ指定ヲ受ケタル從業者ノ使用セラル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所

轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

國又ハ道府縣ニ使用セラル從業者前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官衙又ハ道府縣ヲ經由シテ之ヲ

當セザルモノトス

第二條 令第三條第一項第四號ノ場合トハ左ノ各號ノ

一二該當スル場合トス

一日日雇入レテ從業者ヲ使用スル場合

二 三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レ從業者ヲ使用スル場合

三 法令ニ依リ從業者ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合

四 營業ノ讓渡其ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリ

五 施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ保管セラル場合ナルトキハ關係國民職業指導所長ト協議スルニ非ザレバ其ノ申請ニ對シ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

六 航空機搭乗員又ハ航空法第十六條ノ規定ニ依ル老査ニ合格シタル者ノ航空士、航空機操縦士又ハ航空機機關士トシテノ雇入及就職ノ場合

七 國民職業指導所長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テ關係國民職業指導所ガ同一道府縣内ニ在ルトキハ當該地方長官、同一道府縣外ニ在ルトキハ厚生大臣ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ

八 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス

九 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス

入レザル場合ト雖モ雇入レザル日ガ從業者ノ雇入ラル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入レタルモノトキ

三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭シタル場合ハ前項第二號ニ該當セザルモノトス

看做ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入レタル場合ハ之ヲ引續キ雇傭シタルモノト看做ス

第三條 令第四條ノ認可ノ申請ハ様式第二號ニ依リ令

第四條 の技能者(以下技能者ト稱ス)及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所

轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

第五條 令第五條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ

一二該當スル場合トス

三 一日日雇入レテ從業者ヲ使用スル場合

四 三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レ從業者ヲ使用スル場合

五 法令ニ依リ從業者ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合

六 航空機搭乗員又ハ航空法第十六條ノ規定ニ依ル老査ニ合格シタル者ノ航空士、航空機操縦士又ハ航空機機關士トシテノ雇入及就職ノ場合

七 國民職業指導所長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テ關係國民職業指導所ガ同一道府縣内ニ在ルトキハ當該地方長官、同一道府縣外ニ在ルトキハ厚生大臣ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ

八 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス

九 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十二 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十三 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十四 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十五 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十六 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十七 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十八 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

十九 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十二 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十三 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十四 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十五 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十六 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十七 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十八 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二十九 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾患ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

者ト稱ス)ノ日日雇入及就職ノ場合

二 國民學校修了者ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合

三 別ニ指定スル事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水產業ニ於ケル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル國民學校修了者ヲ引續キ雇入ル場合及此ノ場合ニ於ケル國民

學校修了者ノ就職ノ場合

五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ雇入ニ付其ノ者ヲ使用セントスル場所ノ所在

地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ノ認可ヲ受ケタル場合

前項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラル場合ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則

施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スペシ

第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五

日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スペシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第七條 令第七條第二號ノ認可ノ申請ハ様式第六號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ令第七條ノ一般青壯年(以下一般青壯年ト稱ス)ヲ使用セントスル工場、事業場

其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使

用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スペシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十一月一日

五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ當時從事スル勞務ノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)

六 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スペシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第五條 令第八條第三號ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ

別ニ指定スル事業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職

ノ場合トス

第十條 令第八條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一二該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキモノ(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル一般青壯年ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給

法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十

一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及

就職ノ場合

二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障碍ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

三 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル一般青壯年ヲ引續キ雇入ル場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合

四 一般青壯年ノ三十日雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ當時從事スル勞務ニ當時從事スルモノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)

五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ當時從事スル勞務ノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)

六 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スペシ

第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラル場所ノ公休日又ハ使用主ノ

都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第五號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再び其ノ者ヲ雇入ル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第十一條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ常時國民學校修了者及一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲タル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第十二條 技能者ハ勞務供給契約ニ基キ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル

場合ハ此ノ限ニ在ズ

前項但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第九號ニ依リ技能者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十三條 令第十一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サル場合ノ雇入及就職ノ認可ノ申請ハ國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ニ於テ雇入レタル者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了ハ中途退學スル日迄、年齡十四年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齡十四年ニ達スル日迄又ハ從業者ガ後ノ使用ノ場所ニ移動スル日前十日目迄ニ之ヲ爲スベシ

第十四條 技能者、國民學校修了者及一般青壯年ヲ通常シ常時五人以上雇傭スル者ハ工場、事業場其ノ他從業者ヲ雇傭スル場所毎ニ様式第十號ニ依ル從業者名簿ヲ備付ケ其ノ雇入、使用及解雇、退職ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラル從業者ニ付テハ職工名簿又ハ鑛夫名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ名簿ハ從業者ノ死亡、解雇又ハ退職後一年間之ヲ保存スベシ

第一項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲タル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使

用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使

用セントスル通報ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レタル

者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レタル

者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ十一月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ翌年ノ二月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、第十一條第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス從業者移動防止令施行規則及青少年雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

様式第一號

解雇
退職
雇用關係不存續
認可申請書

申 請 者		從 業 者	使 用 業 又 所
		現 住 所	所 在 地
事 業 主 氏 名 (法 人ニ 在 リテ) 其ノ名稱及代表者氏名印	ハシルヨウ	就 職 所	地 址
業 務 の 種 類	就 職 所	地 址	地 址
氏 名 及 生 年 月 日	就 職 所	地 址	地 址
申 請 の 理 由	就 職 所	地 址	地 址
退職認可又ハ雇用關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定地	就 職 所	地 址	地 址
定 先 (又ハ居住豫定地)	就 職 所	地 址	地 址

様式第二號

技能者雇入認可申請書

當該期ニ於ケル 事 業 の 種 類		技能者ヲ使用セント スル工場、事業場其 ノ他ノ場所ノ所在 地、名稱及事業主(法 人ニ在 リテ)ハ其ノ名 稱及代表者氏名印		技 能 者		雇 入 認 可 申 請 書	
當該期ニ於ケル 事 業 の 種 類		技 能	求 人 印 达 數	求 人 制 定 數	同 上 ノ 充 足 數	求 人 印 达 數	求 人 制 定 數
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女
人 及 充 足 狀 況	ル 技 能 者 の 求	種 別	男	女	計	男	女

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(253×352mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ從業者ノ使用セラルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、標題ノ「解雇、退職、雇用關係不存續」ノ文字ハ該當セザルモノヲ抹消スルコト
- 四、從業者ノ「業務ノ種類」欄ニハ例へバ機械技術者、採炭夫、仕上工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

第七條第四號ノ申請期日ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關スルモノニ限リ同條同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日トス
昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關シ令第七條第二號ノ認可ノ申請ヲ前項ノ期日迄ニ爲シタル者ガ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可アル後ノ從業者ノ就職豫定地(又ハ居住豫定地)欄ニハ事業主ノ爲ス解雇認可申請又ハ雇用關係不存續認可申請ナル場合ニ於テ之ガ記載ヲ要セザルコト

可ノ指令ヲ受クル日迄ニ於テ爲ス一般青壯年(別ニ指定期日ニ於テ卒業シ又ハ卒業セキ者ヲ除ク)ノ雇入ノ場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合ハ第十條第一項ノ規定ニ拘ラズ令第八條第五號ノ場合ニ該當スルモノトス

技能別	現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及	就職セントスル技能者ノ住所(男女別)氏名印及生年月日	備考
從事セシメントスル業務ノ種別	從事セシメントスル業務ノ種別	就職事情	
男	女	男	女
年	月	年	月
日	生	日	生

昭和 年 月 日	男 女 年 月 日 生	男 女 年 月 日 生	男 女 年 月 日 生
國民職業指導所長宛			

(注意) 申請ノ際ハ必ズ國民労務手帳ヲ提示スルコト國民労務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B-5判(183mm×257mm)トスル

コト

二、本申請書ハ技能者及其ノ技能者ヲ履入レンタル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ

使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地外國

ナル場合ニ於テハ履入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト

三、技能者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル

主タル事務所ノ所在地ヲ「技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場

所云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト

四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、バルブ製造業等ノ如ク具

體的ニ記載スルコト

五、「當該期ニ於ケル技能者ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於

ケル職種別ノ當該事項ヲ申請當日現在ニ依り記載スルコト

六、「技能種別」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民労務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記

載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ検定、試驗免許ノ種別

ヲ記載シ、其ノ何レモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定

セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試驗及免許ノ種

別ニ依リ記載スルコト

七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現

在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト

様式第三號 身體障礙認定申請書

八、「從事セシメントスル業務ノ種別」欄ニハ認可後從事セシメントスル職業名ヲ例ヘバ機械技術者、採炭夫、火薬工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

九、「履入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載シ置クコト

本籍	現住所	前職	障礙現狀	障礙種類	障礙現狀	備註
姓名 男女別及生年月日						
昭和 年 月 日						
國民職業指導所長宛						

様式第四號 日傭技能者認定申請書

一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト

二、身體ノ障礙狀況ハナルベク詳細ニ之ヲ記載スルコト

備考	最近三月間ニ於ける能種別	現住所	氏名、男女別及生年月日	本籍
昭和 年 月 日				

國民職業指導所長宛

(記載心得)

一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト

二、「技能種別」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民労務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記

載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ検定、試験免許ノ種別

ヲ記載シ、其ノ何レモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定

セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、検定、試験及免許ノ種

別ニ依リ記載スルコト

三、「最近三ヶ月間ニ於ケル就職狀況」欄ノ「就業日數」欄ニハ最近三月間ニ於テ

上記場所ニ實際就業シタル日數ヲ通算シテ記載シ、「就業經路」欄ニハ就業スル場合ニ直接雇傭主ノ求メニ應ジテ就業シ居ルヤ又ハ勞務供給業者ノ手ヲ經

テ就業シ居ルヤ等ノ別ヲ記載スルコト

様式第五號

國民學校修了者履入認可申請書

國民學校修了者ヲ 使用セントスル工 場、事業場其ノ他 名稱及事業主(法 人ニ在リテハ其ノ 名稱及代表者)氏 名印	國民學校修了者 前年度國民學校修 了者ノ求人及充足 狀況	事業ノ種類	求人申込數 男 女 人 人 求人割當數 男 女 人 人 同上 同上 充足數 男 女 人 人
雇入ノ理由			
雇入レントスル國 民學校修了者ノ住 所、男女別氏名生 年月日	出身國民學校名及 其ノ所在地 國民學校修了又ハ 中途退學年月	現在又ハ從前ノ 從業場所ノ所在 地、名稱及業務 ノ種類	就職事情 備考
男 年 月 日 生	年 月 日 修了		
男 年 月 日 生	年 月 日 中退		
男 年 月 日 生	年 月 日 中修了		

(記載心得)

コト

一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182 mm×257 mm)トスル

二、本申請書ハ國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使

用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入レントスル地)ノ所轄國

民職業指導所長宛提出スルコト

三、國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地

ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事

業場其ノ他ノ場所ノ所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト

四、「事業ノ種類」欄ニハ例へバ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業等ノ如ク具

體的ニ記載スルコト

五、「前年度國民學校修了者ノ求人及充足狀況」欄ニハ前年度國民學校ヲ修了又

ハ中途退學シタル者ニ付國民職業指導所又ハ厚生省ニ求人申込ヲ爲シタルモ

ノノ當該事項ヲ申請ノ時現在ニ依リ記載スルコト

六、「出身國民學校名及其ノ所在地云々」欄ノ所在地ハ道府縣、郡、市(區)ノ設置

アルモノハ區)迄ニ記載スルコト

七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地、名稱及業務ノ種類」欄ニハ現ニ從業セ

ル者ニ付テハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ付テハ從前ノ從業場

所ニ付當該事項ヲ記載スルコト

八、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具

男 年 月 日 生	年 月 日 修了	女 年 月 日 中退

國民職業指導所長宛

(注意) 申請ノ際ハ必ず國民學校修了者ノ出身學校ノ「職業指導證明書」ヲ添附スルコト尙國民労務手帳ヲ持スル者ハ同時ニ之ヲ提示スルコト國民労務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

一、職種別採用條件及雇傭條件

職種別	採用條件				雇傭條件			
	年齢	歴史	能	身體的規格	給料又ハ	其他ノ給與	其	他

(4)「其ノ他」ニハ軍需、官需及生擴以外ノモノヲ記載スルコト
(5)「生擴」ヲ爲サザル事業ニアリテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五、「本期雇入計畫數」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト
(1)「一般青壯年及國民學校終了者」欄ノ「一般青壯年」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル一般青壯年ニ該當スルモノナルコト「國民學校修了者」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル國民學校修了者中修了ノ年ノ七月以降ニ於テ紹介ヲ受ケテ雇入レントスルモノヲ記載スルコト

(2)「増員」ハ新規需要數ヲ、「補充」ハ解雇減耗ニ依ル減少ノ補充ノ爲ノ需要數ヲ記載スルコト

六、「申請求人申込」ノ理由」欄ニハ採用希望地域ニ於ケル特殊緣故關係、其ノ他雇入認可申請又ハ求人申込ニ關シ参考トナルベキ事項ヲ詳細ニ記載スルコト

七、「宿舍及食事」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定ノモノニ區別シ、收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月等) 及々費、食費額等ヲ記載スルコト

八、「其ノ他参考事項」ニハ福利施設其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
九、國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントスル場合ノ雇入認可申請ニハ本様式(1)ノ記載ハ之ヲ要セザルコト

一〇、本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該係官ノ證明書ヲ添附シ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第七號

特定ノ一般青壯年雇入認可申請書

從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ

業所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印

事業ノ種類	當該期ニ於ケル一般青壯年雇入認可申請書			
	當該期ニ於ケル一般青壯年雇入認可申請書	當該期ニ於ケル一般青壯年雇入認可申請書	當該期ニ於ケル一般青壯年雇入認可申請書	當該期ニ於ケル一般青壯年雇入認可申請書
事業ノ種類	求人申込數	男	人	人
	女	人	人	求人割當數
	男	人	人	充足數
	女	人	人	充足數

現在又ハ從前ノ業務ノ種類	現在又ハ從前ノ從事セシメントスル業務ノ種類	就職事情
地及名稱	所男女別、氏名	印及生年月日

様式第八號

勞務供給ニ依ル從業者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニハ其ノ名稱及代表者)	在リテ
ノ員數	期間中ニ於テ供給ケル延員數
ノ員數	同上一日最高使用員數ナル職種

昭和 年 月 日	國民職業指導所長宛
供給ヲ受ける事業ノ種類	労務供給業者ノ住所氏名
供給ヲ受けるケテ使用するル員數	使 用 人 員
男	男
女	女
計	計
前月中ニ於テ供給ケル延員數	同上一日最高使用員數ナル職種

(注意) 國民勞務手帳ヲ所持スル者ハ申請ノ際之ヲ提出スルコト國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ一般青壯年及其ノ一般青壯年ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ハ雇入レヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、一般青壯年ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
- 六、現在又ハ從前ノ業務ノ種類欄ニハ現ニ從事シ又ハ從前從事シ居リタル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所、現ニ從事シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「從事セシメントスル業務ノ種類」欄ニハ認可後從事セシメントスル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
- 九、「雇入ハ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

昭和 年 月 日	國民職業指導所長宛
供給ヲ受ける事業ノ種類	労務供給業者ノ住所氏名
供給ヲ受けるケテ使用するル員數	使 用 人 員
男	男
女	女
計	計
前月中ニ於テ供給ケル延員數	同上一日最高使用員數ナル職種

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ鐵道建設工事、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記
- 二、「前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數」ハ申請書提出ノ日前月中ニ於テ使用セル員數ノ延數ヲ記載スルコト
- 三、「其ノ他」ノ欄ニハ勞務供給ニ依リ從業者ヲ使用スベキ必要事由其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第九號

労務供給ニ依ル技能者使用認可申請書

從業者名簿

事業ノ種類	供給ヲ受	勞務供給業者ノ住所氏名	別技能者ノ種		使用人員	期間中ニ於	ケル延員數	男	女	計	同上一日最	高使用員數	使用期間
			男	女									
ル員數	セントス	計											
申請理由	其ノ他												
昭和 年 月 日	國民職業指導所長宛												

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘ、船舶製造業、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
二、「技能者ノ種別」欄ニハ鉄打工、接工ノ如ク具體的ニ記載スルコト
三、「申請理由」欄ニハ勞務ノ供給ニ依リ技能者ヲ使用すべき必要事由ヲ具體的
四、「其ノ他」欄ニハ参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第十號

從業者名簿

種類 別	從業者異動狀況報告	昭和 年 月 日	報告者 氏名(及代表者 氏名)	履入年月日		雇用年月日		解雇又ハ退職年月日		備考	
				年	月	年	月	年	月	年	月
前期始現在人員	男女ノ別	昭和 年 月 日	報告者 氏名(及代表者 氏名)	年	月	年	月	年	月	年	月
	男			年	月	年	月	年	月	年	月
	女			年	月	年	月	年	月	年	月
	計			年	月	年	月	年	月	年	月

様式第十一號

(記載心得)

- 一、「業務ノ種類」ハ當該從業者ノ從事スル業務ヲ具體的ニ記載スルコト
二、「雇入ノ手續」欄ニハ其ノ雇入ガ國民職業指導所ノ紹介又ハ雇入認可(技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ各雇入認可ノ種類別)ノ別及紹介又ハ雇入認可アリタル年月日ヲ記載スルコト
三、令第二條第一項ノ指定工場ノ從業者又ハ同條ノ厚生大臣ノ指定スル從業者ナル場合ノ解雇、退職ニ付テハ其ノ理由及顛末ノ要旨ヲ備考欄ニ記載スルコト

從業者異動狀況報告

昭和 年 月 日

種別 別	男女 ノ別	前 期 始 在 人 員	報告者 氏名(及代表者 氏名)	
			男	女

様式第十一號 本票ノ用紙ノ大サハ國定規格 A7判(74 mm × 105 mm)トシ中央點
線ノ所ヨリ二ツ折トス

(表面)

第一號 昭和年月日交付

前中期前解雇人入人員											
前期末現在人員		國民學校修了者		技能者		適用外ノモノ		計		年壯青般一	
一般	青壯年	國民學校修了者	技能者	適用外ノモノ	計	年壯青般一	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ	國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノ
計											

(注意) 本報告ハ次ノ期ニ於ケル一般青壯年ノ緣故雇入認可申請ヲ爲ス者及技能者又ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ申請書又ハ求人申込書ト共ニ之ヲ提出スルコト

(記載心得)

- 一、本報告ハ規則第十五條ノ期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲スコト
- 二、本報告ニハ日々雇ハレタル者ヲ含マシメザルコト
- 三、「適用外ノモノ」欄ニハ勞務調整令ノ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ何れニモ該當セザル從業者ノ雇入(國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノヲ含ム)及解雇ニ付記載スルコト

模式第十三號

(從業者使用ノ場所
ノ所在地及名稱)

昭和

年度

從業者雇入使用及解雇通報

(裏面)

第 號

昭和 年 月 日 交 付

官 又ハ國民職業指導所印

名

道厚生省		又ハ國民職業指導所印
官		
職 氏		
名		
國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得		
國家總動員法第四十二條 第三十一条ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ妨げ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス		
労務調整令第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得		
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ		

備考	況狀動移及數者業從		豫本期中供給勞務者使用定人員	豫入雇定期本		採用豫定道府縣別	勞務者別	技能者	一般青壯年	合計
	男	女		計	男					
	前期始現在從業者數		前々期始現在從業者數	從業者移動狀況	人	(女)	人	人	人	人
			前々期中雇入人員	前々期始現在人員	男	女	人	(計)	人	人
	合計		前々期中解雇人員	前々期始現在人員	男	女	人	(計)	人	人

(記載心得)

一、本通報ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラザル方法ノミニ依リ雇入又ハ使用スル場合ニ限り其ノ雇入レ又ハ使用セントスル技能者及一般青壯年ニ付規則第十八條ニ定ムル期日迄ニ從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ガ之ヲ求ムルモノトス

二、「本期中供給勞務者使用豫定人員」欄ノ使用豫定人員ハ延人員ニ依ルコト